

# 居宅介護支援重要事項説明書

ケアサポート宗方

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	ケアサポート宗方
所在地	大分市大字下宗方字櫛引258番地
事業者指定番号	大分市 4470110950号
管理者・連絡先	矢吹 圭嗣
サービス提供地域	大分市 由布市
人権擁護及び虐待防止責任者・連絡先	矢吹 圭嗣

## 2. 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1名（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	3名（常勤3名、非常勤 名）うち1名管理者と兼務

## 3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（ただし祝日、12月31日から1月3日を除く。）
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までです。
- （上記営業日、営業時間外については携帯電話にて対応。※24時間体制）

## 4. 居宅介護支援の内容、利用料金及びその他の費用について

- (1) 居宅介護支援の内容
- ①居宅サービス計画の作成
  - ②居宅サービス事業者との連絡調整
  - ③サービス実施状況把握、評価
  - ④利用者状況の把握
  - ⑤給付管理
  - ⑥要介護認定申請に対する協力、要請
  - ⑦相談業務
- (2) 利用料金及びその他の費用について
- 【別紙1】のとおり

## 5. 秘密保持

サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしたりしません。従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする

## 6. 事業所のサービスの方針等

利用者が自宅において日常生活を営むために、公正、中立な立場で必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用するサービスの種類及び内容、担当する者を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう、事業者との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター・老人介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者（予防を含む）・介護保険施設・指定特定相談支援事業所等や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 7. 事業の目的

医療法人大分朋友会が開設するケアサポート宗方（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## 8. 入退院時等の連携

(1) 入退院時等、居宅に戻る準備として医療者等との連携が必要な場合があります。

①入院もしくは退院の際は、担当介護支援専門員へ連絡して下さい。

②担当介護支援専門員の連絡先（名刺等）を入院先医療機関ならびに主治医へ連絡して下さい。

③医療機関が行うカンファレンスに利用者及び家族と共に介護支援専門員が参加し、利用者の情報を共有する場合があります。

(2) 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員が密接な連携に努めます。

## 9. 事故発生時の対応

(1) 事故が生じた場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の処置を講じるとともに、速やかに家族及び関係諸機関に事故の発生状況及び今後の対応等について報告いたします。

(2) 事故等により要介護認定に影響する可能性がある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。

(3) 事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(4) 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者の損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行った事にもつばら起因してその損害が生じた場合
- ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行った事にもつばら起因してその損害が生じた場合
- ③ 契約者が、急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつばら起因してその損害が生じた場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつばら起因してその損害が生じた場合

#### 10. ケアマネジメントの公正中立性の確保

- ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を利用者に懇切丁寧に説明を行います。※【別紙2】のとおり
- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に懇切丁寧に説明を行います。※【別紙2】のとおり
- ③認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表します。

#### 11. 苦情の処理等

事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(1) サービスに関する苦情については、次の窓口で対応いたします。

医療法人 大分朋友会 ケアサポート宗方	所在地	大分市大字下宗方字櫛引258番地
	電話番号	097-547-7062
	FAX番号	097-547-7063
	対応時間	8:30~17:30 (緊急の場合を除く)
	対応者	矢吹 圭嗣

(2) 次の公的機関においても苦情申出等ができます

大分市長寿福祉課	所在地	大分市荷揚町2番31号
	電話番号	097-534-6111 (代表)
	FAX番号	097-534-6226
	対応時間	08:30~17:15
大分県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	大分市大手町2丁目3番12号
	電話番号	097-534-8475
	FAX番号	097-537-8652
	利用時間	08:30~17:15

## 【別紙 1】

### ● 料金

1、居宅介護利用料は要介護度に応じて介護サービスの提供時間開始以降1ヶ月あたり以下の料金になります（厚労省が定める額）。

※1か月間入院等でサービス利用が無かった際は算定されません。

要介護1、2	10,860円
要介護3、4、5	14,110円

※利用者負担はありません。

2、以下の場合は加算料金をいただきます。

初回加算	最適かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、新規居宅サービス計画を策定した場合及び要介護区分が二段階以上変更の判定を受けた場合、要支援者が要介護認定を受けた場合。	300単位
入院時情報連携加算 (I) (II)	病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に対する必要な情報(入院日以前の情報を含む。)を提供した場合 (I)入院した日。又は営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。 (II)入院した日の翌日または翌々日。又は営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日間が営業日ではない場合は、その翌日を含む。	250単位 200単位
退院・退所加算 (I)イ 情報収集1回 (I)ロ 情報収集がカンファレンスの場合 (II)イ 情報収集2回以上 (II)ロ 情報収集のうちカンファレンス1回以上 (III) 情報収集3回以上でうちカンファレンス1回以上	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所に当たって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。	Iイ：450単位 Iロ：600単位 IIイ：600単位 IIロ：750単位 III：900単位 3回まで
特定事業所加算III	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所の質に資する事を目的とするもの。また、必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していきます。	323単位/月
同一建物に居住する利用者に対する減算	同一建物に居住する利用者へケアマネジメントを行う場合 ①居宅介護支援事業所と同一建物、または、同一・隣接敷地内に居住 ②居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が、同一の建物に20人以上居住する建物に居住	所定単位数の95%を算定

注※以上の加算についての利用者負担はありません。

3、介護支援専門員が通常サービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合

①事業所から片道おおむね15キロメートル未満 1,000円

②事業所から片道おおむね15キロメートル以上 1,500円

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。

【別紙2】

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 39.2%

通所介護 31.8%

地域密着型通所介護 4.3%

福祉用具貸与 77%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ほうゆう訪問介護事業所 44.4%	ホームヘルプステーション ひまわり 7.7%	ヘルプステーションひなた 7.3%
通所介護	デイサービスふるさと 20.6%	デイサービスセンター ひまわり 18.5%	デイサービスセンター メモリー木上 12.9%
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護 デイホームあん 37.5%	デイサービスセンター ななせの里 34.3%	デイサービスわくわくおひ さまランド 15.6%
福祉用具貸与	株式会社アズメディック 24.2%	九州福祉医療サービス 株式会社 23.5%	ダスキンヘルスレント大分 南ステーション 19.6%

【 説明確認欄 】

説明年月日 令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 大分市大字下宗方字櫛引258番地

事業者名 ケアサポート宗方

説明者 \_\_\_\_\_

同意年月日 令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

代理人又は立会人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ( ) (印)